

別紙 1

加古川市上下水道局水道お客さまセンター業務委託 貸与品等一覧表

1 貸与品

- (1) 水道料金等処理システム関連端末機及びプリンター
- (2) 上下水道管路情報システム（マッピングシステム）関連端末機及びプリンター
- (3) 口座伝送及びコンビニ収納データ取得に要する情報端末
- (4) 固定電話・FAX
- (5) 業務従事者証
- (6) 検針用ハンディターミナル一式
- (7) 水道メーター
- (8) 口座振替依頼データ用記録媒体
- (9) 紙折機
- (10) メールシーラー
- (11) 閉栓キャップ等給水停止用具
- (12) 当該業務に必要な車輛駐車場及び駐輪場（現在は、軽乗用車4台、バイク6台。台数は要協議）
- (13) サーバー室入出カード
- (14) 秘文 ikey（口座振替データを利用する際に使用するUSBフラッシュメモリ）
- (15) 上下水道庁舎駐車場入出カード
- (16) 口座振替データ記録媒体
- (17) 下水道事業受益者負担金等管理システム関連端末機及びバーコードリーダー

※ 事務用机・椅子、窓口カウンター、書類棚については、既存のものを貸与するが、その他業務場所の設置に係る経費は、受注者の負担とする。

2 支給品

- (1) 封筒
- (2) 口座振替申込書
- (3) 閉栓ラベル
- (4) 修繕伝票
- (5) 納入通知書兼領収書（手書き）
- (6) 料金システム等のプリンタートナー等の消耗品
- (7) シーラー用紙（納入通知書、督促状、催告書、納付書、汎用帳票）
- (8) 領収書
- (9) ハンディターミナル用紙（使用水量のお知らせ、メーター取替のお知らせ）
- (10) その他業務に必要な用紙（プリンター用紙等）
- (11) 直結止水栓ハンドル（盗水防止型）、キャップ
- (12) 給水装置工事申込書、竣工図（届）
- (13) ファイル等（給排水関連業務に係る決裁、書類整理、保管用）
- (14) 納入通知書兼領収書用紙（給排水関連業務）

3 その他

以下については発注者が負担する。

- (1) 加古川市水道庁舎の使用に係る光熱水費。ただし、受注者が設置した固定電話及び携帯電話等の通信費は受注者が負担する。
- (2) 本業務に必要な水道使用者等への郵送料。
- (3) 収納手数料（口座振替手数料、コンビニエンスストア等収納代行手数料）。